

特約事項

本特約事項は、当社と電気需給契約および「丸紅新電力ひかり」、「丸紅新電力でんわ」、「丸紅新電力てれび」、「リモートサポートサービス」等（以下総称して「ひかりサービス」といいます。）の契約を締結されるお客様との間の契約の一部となるものです。お客さまには、丸紅新電力電気需給約款（以下「丸紅新電力約款」といいます。）丸紅新電力供給条件（以下「供給条件」といいます。）、丸紅新電力ひかり約款および「丸紅新電力ひかり」サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます。）の定めに関わらず、本特約事項に定める事項が適用されます。

なお、本特約事項は、供給条件および重要事項説明書の一部になりますので、内容をよく理解の上、お申込みください。

1.電気料金

(1)電気料金

1月の電気料金は、お客さまに適用される「丸紅新電力約款」別紙3に記載のプランに基づき計算された額（基本料金+電力量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額）から、セット割引月額300円を控除した額とします。

(2)セット割引適用条件

セット割引適用の条件は、電気需給契約およびひかりサービスの契約がいずれも締結され、存続していることとします。

(3)開始又は終了月におけるセット割引の適用

以下のいずれかに該当する場合は、電気の利用およびひかりサービスの利用開始後の初回請求月または電気の利用およびひかりサービスの利用終了後の最終請求月においては、セット割引が適用されず、1ヶ月の電気料金は、お客さまに適用される「丸紅新電力約款」別紙3に記載のプランに基づき計算された額によるものとします。以下いずれにも該当しない場合は、利用開始後の初回請求月または終了後の最終請求月であってもセット割引は適用されます。

ア 電気の利用開始後の初回請求月にあつては、再点の場合（引越しをして電気使用を開始する際の申込をする場合）

イ 電気の利用終了後の最終請求月にあつては、廃止の場合（引越しをして電気使用を停止する申込をする場合）

ウ ひかりサービスの利用を開始した月にあつては、月初以外の場合

エ ひかりサービスの利用を終了した月にあつては、月末以外の場合

2.支払方法

毎月、電気料金およびひかりサービス料金を合計した金額を一括して、丸紅新電力約款および丸紅新電力ひかり約款に定める方法により支払っていただきます。なお、電気料金およびひかりサービス料金の合計額に満たない支払いは受け付けません。

3.支払期日

電気料金およびひかりサービス料金に関する支払期日は、同一とし、当社がお客さまに別途通知する日とします。ただし、口座振替によるお客様は、毎月 27 日とし、クレジットカード支払いによる場合は、当社がお客さまに請求をした日から起算して 25 日目とします。なお、支払期日が休日（日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます。）の場合、当社は支払期日を翌日以降の最初の休日以外の日とします。